加古川中央市民病院職業倫理規程

医療は治療を必要とする人々はもとより全ての人の健康の維持増進を図るべきものである。病院に従事する全ての職員が加古川市民病院機構の基本理念、基本方針及び患者の権利と義務に基づき、意欲と誇りを持ってその使命を果たすことを目的として、次のとおり職業倫理に関する規定を定める。

1　医療に携わることの尊厳とその責任の重さを自覚し、常に品位を保ち良識ある職業人としての人格・教養を高め、資質の向上に努める。
2　医療知識の習得と技術の向上にたゆまぬ努力と研鑽を重ね、日頃から質の高い医療の提供を目指し、併せて医学の進歩と発展に尽くす。
3　患者の人権を最大限尊重しつつ、良心をもって平等に接し、十分な説明と同意に基づく患者本位の医療を実践する。
4　医療におけるあらゆる場面で細心の注意を払い、科学的根拠に基づいた安全で安心できる医療体制の確立に全力をあげて取り組む。
5　医療の透明性を確保するため、必要な記録を適正に管理するとともに、職務上知り得た個人情報の取り扱いには厳格に対応する。
6　職種間の交流を促進し、互いに尊敬と理解のもとによき協力関係を築き上げ、チーム医療による適切で最善の医療を実現する。
7　心の通う医療サービスの提供に努め、地域医療機関との積極的な連携により地域医療の向上を目指し、住民の信頼にこたえる。
8　医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に貢献するとともに、法規範の遵守に努める。